

## 通知を受けた争議行為の実施内容

労働関係調整法第37条第1項と労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、千葉県勤労者医療協会労働組合から、以下のとおりストライキ等を行う旨の通知がありました。

### 1 開始日

令和7年12月1日

### 2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

### 3 要求事項

- ①就業規則改定による一方的不利益変更強行に対する抗議
- ②25年年末一時金低額回答に対する抗議

### 別記

社会医療法人千葉県勤労者医療協会運営施設

- ・船橋二和病院  
千葉県船橋市二和東5-1-1
- ・千葉健生病院  
千葉市花見川区幕張町5-392-3
- ・市川市民診療所  
千葉県市川市大洲4-10-21
- ・稻毛診療所  
千葉市美浜区稻毛海岸4-11-3
- ・北部診療所  
千葉市稻毛区天台3-4-5
- ・花園診療所

千葉市花見川区花園 2-8-23